



～第2次総合振興計画に基づく社会教育～
飯南町社会教育推進計画



飯南町教育委員会

令和4年4月

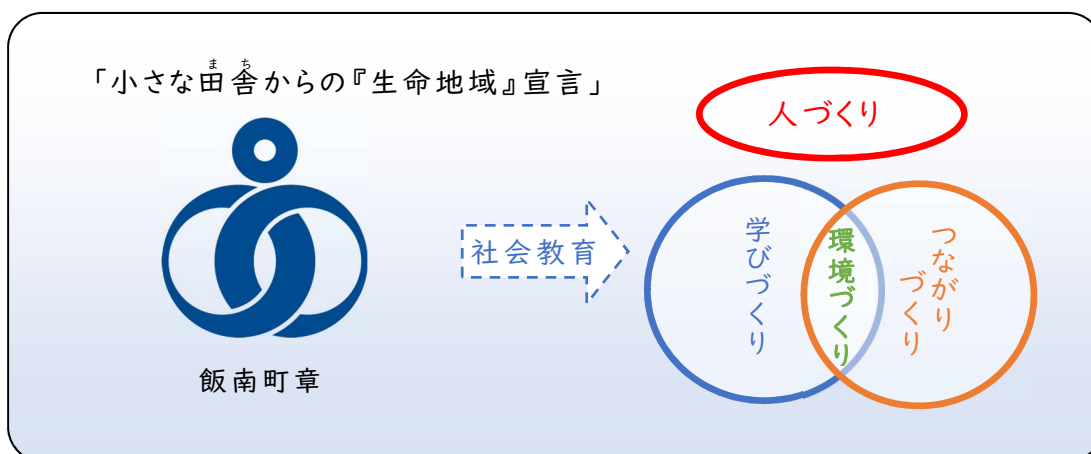
はじめに

本町は、「小さな^ま田舎^ちからの『生命地域』宣言」を基本理念とし、中国山脈の自然の恵み、神戸川の源流、斐伊川や江の川へ注ぐ清流、自然を活かした人々の営みなど、里山再生をうたいまちづくりを進めてきました。

しかし、依然として、全国的に人口減少や少子高齢化等が大きな社会問題となる一方で、社会情勢は変化してきており、人々の価値観や考え方、子どもたちを取り巻く環境も以前とは大きく変わってきています。

これまで、本町では社会教育計画が策定されておらず、各組織団体での年間の活動計画に留まっていました。こうした情勢に対応していくためには、社会教育を核とした基本計画を定め、現状・課題を把握し、将来へ向けての対策や手法を横断的に展開することが必要です。そして、社会教育での学びをとおして個人の自主的・自発的行動での協働活動の充実を図るとともに、将来の地域を担う人づくりを目指します。

本計画では、「小さな^ま田舎^ちからの『生命地域』宣言」のもと、一人一人があらゆる場所において学習することで自己の人格を磨き、つながることの良さを感じることで、一人一人が輝く「ふるさと飯南」を目指していきます。



目 次

I. 社会教育とは	3
1. 社会教育の定義	3
2. 社会教育行政について	3
3. 社会教育の位置づけと生涯学習	4
II. 計画の策定にあたって	5
1. 計画の対象範囲	5
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	6
III. 計画策定の背景	7
1. 国・県の動向	7
2. 現状と課題	7
IV. 飯南町を取り巻く環境の変化	8
1. 人口構造の変化	8
2. 地域社会、家庭の変容	9
3. 自然災害と環境問題	9
V. 計画の目的・目標・方針	10
1. 目的	10
2. 基本目標	10
3. 基本方針	10
4. 目標と方針の関係について	11
5. 基本施策	12
VI. 計画体系	15
VII. 施策の具体例	16
VIII. 社会教育の推進	18
1. 計画の推進体制	18
2. 計画の進行管理	19
3. 計画の評価	20
4. 計画評価表	21

I. 社会教育とは

1. 社会教育の定義

「社会教育」とは、以下のように定義されています。

【教育基本法第12条】

- ①個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- ②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法第2条】

学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

2. 社会教育行政について

社会教育法において、「国及び地方公共団体の任務」として、下記のように規定されています。

【社会教育法第3条】（平成20年改正）

- ①すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する。
- ②国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行う。
- ③社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をする。

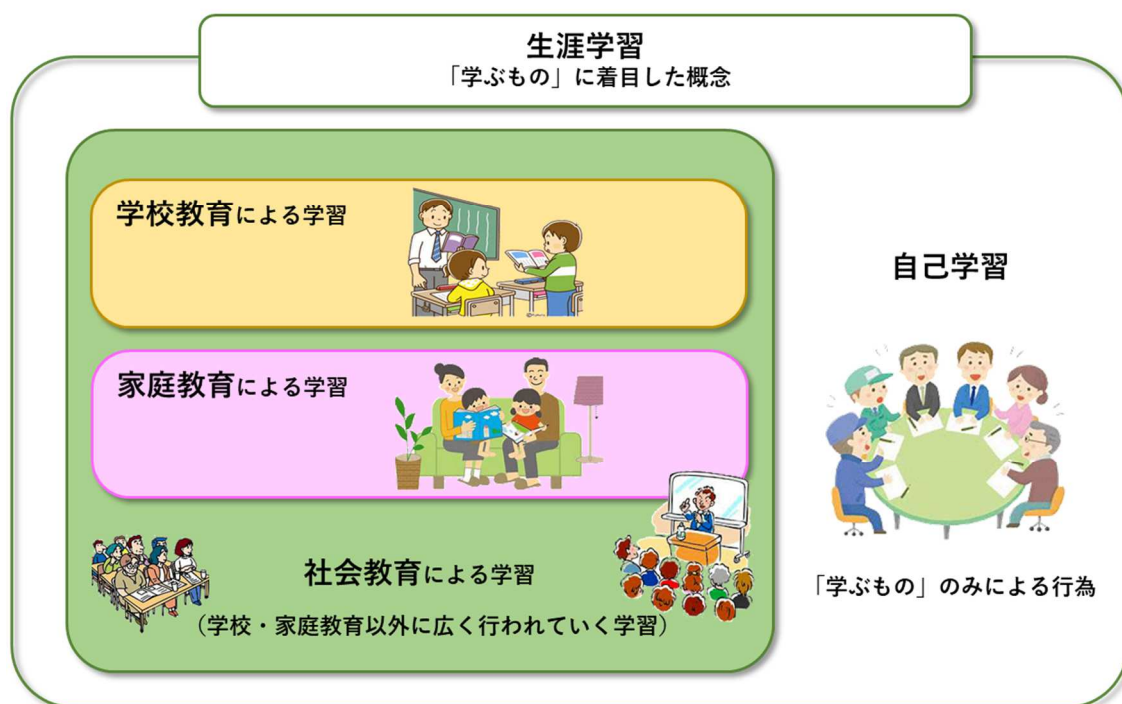
以上のことから、学校・家庭教育と社会教育の連携・協働を進めることが重視されており、社会教育行政を進めていく上では、この点を十分理解しておく必要があります。

3. 社会教育の位置づけと生涯学習

「生涯学習」については、法律上その定義が定められておりませんが、生涯学習と社会教育、学校教育の関係を整理すれば、各個人が行う組織的ではない学習（自己学習）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動についても生涯学習に包含される対象であり、「国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習である」ということができます。

つまり「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、社会教育、学校教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習行為のみならず、福祉の向上、青少年の健全育成、産業の振興、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで多様な側面をもった概念であるといえます。

社会教育と生涯学習の概念



参考（時系列）



II. 計画の策定にあたって

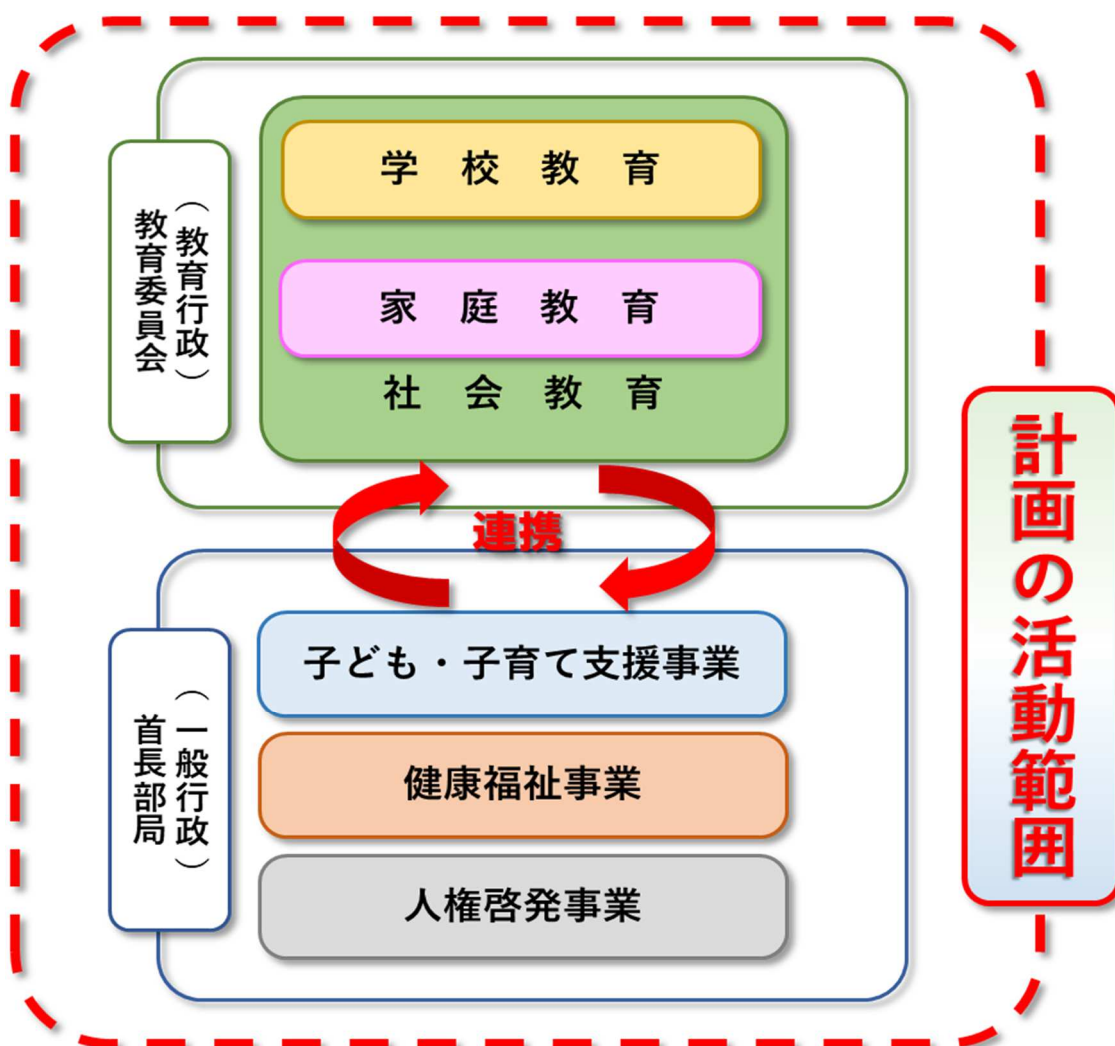
1. 計画の対象範囲

本計画では、生涯学習の実現を目指し、社会教育行政がどのような役割を果たしていくべきかについて示します。

社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政にあたり、その範囲は広範囲にわたり、首長部局を含め各関係部局において諸施策が実施されています。

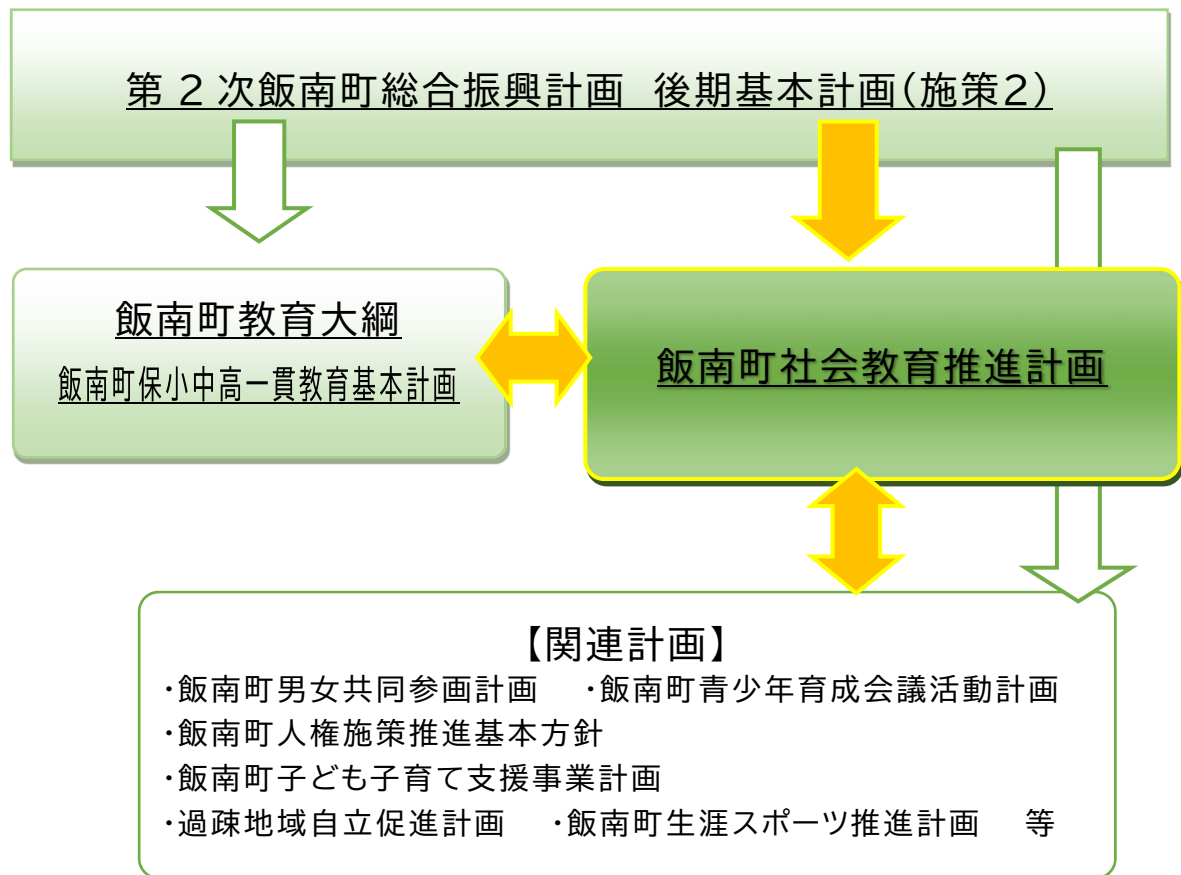
社会教育行政の展開としては、学校教育や家庭教育、首長部局と連携・協働し、住民の学習活動・社会教育活動を総合的に支援していく仕組み（ネットワーク行政）の構築が求められていることから、本計画では他部局が実施する施策との連携・協働を含めた範囲を目指す活動範囲とします。

本計画においては、子ども・子育て支援事業、健康福祉事業等、分野別に推進を図っている施策については、各計画を社会教育の視点から捉え、連携を図っていきます。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次飯南町総合振興計画」を最上位計画とし、本町の社会教育行政の方針を示す個別計画として位置づけます。



3. 計画の期間

第2次総合振興計画（後期基本計画）の計画期間は令和2年度からの5年間で。この上位計画を受け、教育大綱は令和2年度を策定期間とし令和3年度から令和7年度の5年間で計画しています。

本計画期間は教育大綱をもとに、令和3年度を策定期間とし、令和4年から令和7年度の4年間とします。

年度(令和)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年度(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
飯南町 総合振興計画	第2次飯南町総合振興計画 後期基本計画					
飯南町 教育大綱		飯南町教育大綱				
飯南町保小中高 一貫教育基本計画	飯南町保小中高一貫教育基本計画					
飯南町社会教育 推進計画			飯南町社会教育推進計画			

Ⅲ. 計画策定の背景

1. 国・県の動向

【国の動向】

平成 27 年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」で、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組み等が示されました。

また、平成 30 年に「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画には、「1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」「4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「5. 教育施策推進のための基盤を整備する」の 5 つの基本方針が示され、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」などの目標が明記されています。

さらに、平成 30 年 12 月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、「社会教育」を基盤とした「人づくり、つながりづくり、地域づくり」で、学びと活動の好循環を促していくという方向性が示されました。

【県の動向】

島根県においては、令和 2 年 3 月に「島根県教育大綱」を定め、基本理念には日本や世界を見渡す広い視野を持ちながら、次世代を担う人づくりを育むうえで、ふるさと教育など魅力ある教育の実現のために知事部局と教育委員会が意思疎通を図り、取り組んでいくとしています。基本方針に、「ふるさと島根から未来を創る教育」、「個の特性を活かし学び力を伸ばす教育」、「多様な価値を理解し共に歩む教育」、「学ぶことの楽しさが生涯続く教育」を掲げ、島根県の教育、学術及び文化の振興に努めています。

2. 現状と課題

平成 17 年 1 月、旧頓原町と旧赤来町の 2 町の合併により飯南町が誕生し、これまで保育所から高校まで一貫した教育体制を整え、小さな^{まち}田舎だからこそ可能なきめ細やかな子育て・教育環境づくりを進めてきました。飯南高校を含む町全体の教育魅力化に取り組み、学校だけでなく地域で学ぶ環境づくりを進めています。

本町では 5 館（頓原・志々・赤名・谷・来島）の公民館を有し、各地域において積極的に社会教育事業が展開されてきました。しかし、これまで町では社会教育計画が策定されておらず、社会教育事業は各組織団体（公民館・体育協会・青少年育成会議等）主導で行われてきたのが実態です。こうした現状から、事業方針や目的に対してのふりかえり、見直しといった本質改善に至らないまま事業の実施に至っている状況も見受けられます。このことから、事業対象者も慣例化

し、地域と各種団体また、学校との関わりも地域によって格差がある状況です。この現状では、社会教育の本質に至らず、地域住民のつながりの希薄化がすすみ地域力の衰退を招いてしまいます。

そこで、本町においても、社会教育における方針を示し、その目的に向け地域住民や関係諸団体相互の関係性を築き、情報を共有することで共感から協働に繋げ、人材育成や自主組織の形成を目指していきます。

以上のことから、社会教育計画における方向性が重要と捉え、本町の教育発展から人材育成のために『飯南町社会教育推進計画』の策定を行うことにしました。

Ⅳ. 飯南町を取り巻く環境の変化

1. 人口構造の変化

飯南町では、1955年（昭和30年）約14,800人に達して以降、現在まで人口減少が続いています。

生産年齢人口（15～64歳）は1975年（昭和50年）以降、一貫して減少傾向が続き、2015年（平成27年）までの40年間に、2,915人が減少しました。また、0～14歳の年少人口も1975年（昭和50年）以降減少傾向が続き、1980年（昭和55年）には老年人口（65歳以上の人口）を下回っています。

これまでも子育て世代の定住に向けた取組を進めてきましたが、今後も現役世代の転出を抑え、住み続けてもらうだけでなく、選ばれる地域づくりに取り組む必要があります。



出典：国勢調査

2. 地域社会、家庭の変容

長引く景気の低迷や雇用形態の多様化に伴い共働き世帯が増加するとともに、核家族化の進展やひとり親世帯等の様々な家族形態が存在するようになり、家庭で子どもと過ごす時間の減少や、子育てについての不安や孤立感を感じる保護者が増えるなど、家庭教育に関する課題が多様化しています。

また、飯南町の昼夜間人口比率（平成 27 年国勢調査調べ）は 102.95%であり、人口に対して昼間に通勤や通学のために町内へ流入する人が多く、逆に居住者は町外へ流出する傾向にあり、居住人口は少ない状況です。こうしたライフスタイルの変化により、地域住民同士が顔を合わせる機会が少なくなり、人間関係の希薄化、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

このような中、人々が地域社会に参画し、心豊かに暮らすことができるよう、人與人、家庭と地域をつなぐ機会となる社会教育の推進が求められています。

3. 自然災害と環境問題

現在、自然破壊や環境汚染などにより地球環境の悪化が深刻化し、異常気象による自然災害が多発し、人々の生活に大きな影響を与えています。

本町は、9 割以上が森林であり、二級河川の源流も位置するなど、清らかで自然豊かな環境のなか、人々が生活を営んでいます。

この清らかなで自然豊かな環境を守り、子孫に引き継いでいくためには、様々な機会を通じて環境問題や異常気象について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

V. 計画の目的・目標・方針

1. 目的

本計画は、社会教育行政を推進するにあたり、基本的方向性（基本目標、基本方針）を共有し、生涯学習の充実を図るため、社会教育行政振興に資する基本施策や主な取組を体系的に示し、計画的な展開を図っていくことを目的とします。

2. 基本目標

町の理念、「小さな田舎からの『生命地域』宣言」のもと、飯南町での暮らしを価値あるものとして豊かな人間性を育むための取組を進めてきました。さらなる生涯学習の充実を図り、本町に暮らす一人一人が、スポーツや文化活動、また自分の実現したい様々な活動をおして、自分らしく活躍し、互いを認め合うことで、心豊かな暮らしと笑顔があふれ、さらには、一人一人が輝く「ふるさと飯南」を未来につないでいきます。

「学び」から広がるひとづくり

～未来へつなぐ 一人一人が輝く「ふるさと飯南」～

3. 基本方針

基本目標を基に、本計画では以下 3 つの基本方針を定めます。

基本方針：1

学びをとおして自分を磨き、地域の中でいきいきと暮らせる人を増やします。
(学びづくり)

基本方針：2

横のつながり(人)と縦のつながり(もの・こと)を充実させ、主体的に地域に参画しようとする人を増やします。
(つながりづくり)

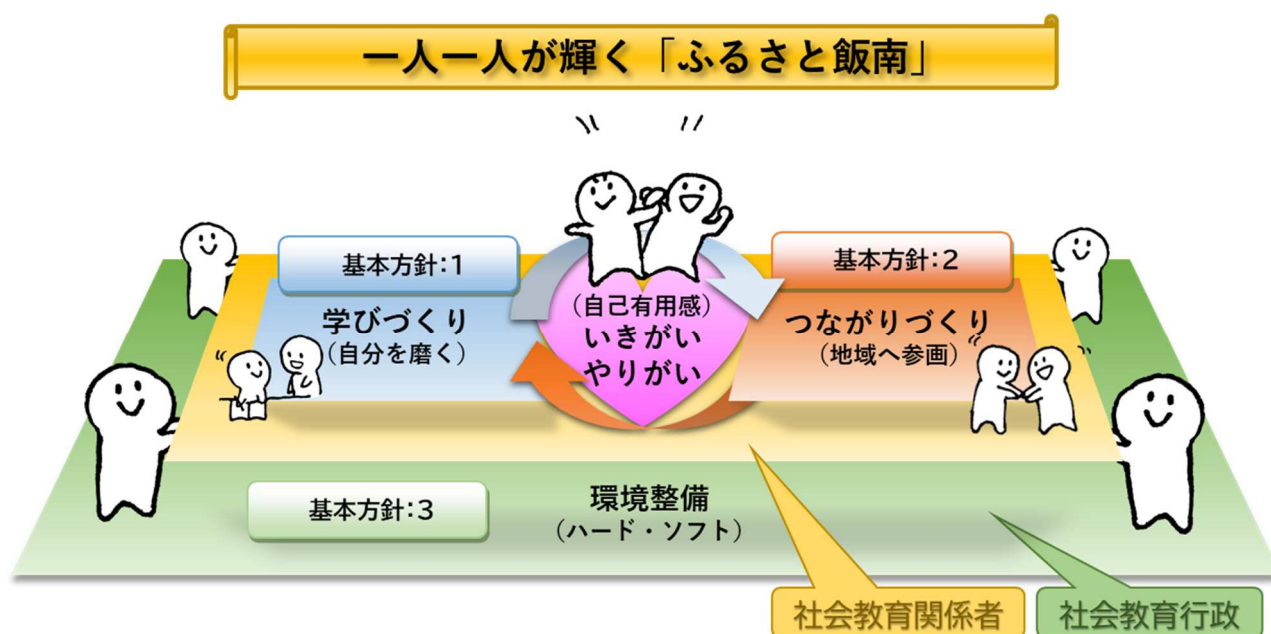
基本方針：3

“学びづくり”“つながりづくり”のための環境を整備します。
(環境づくり)

4. 目標と方針の関係について

平成 30 年 12 月の中央教育審議会答申で示されたように、学びと活動の好循環を促すことが社会教育における人づくりにおいて重要と言えます。学びをとおして人格を磨くとともに、他者とつながり活動することによって、いきがい・やりがいという自己有用感が醸成され、さらなるつながりへと発展していきます。

社会教育行政は、学び・つながりの好循環を図りつつ、基本目標「一人一人が輝く『ふるさと飯南』」の実現のための環境整備に努めます。



5. 基本施策

3つの基本方針を具体化するために次の3つの基本施策を定め、生涯学習を推進します。

【基本施策①】

《学びづくり》

教育の目的は人格の形成であり、子どもから大人まで生涯学び続けていくことで、豊かな人生を送ることができます。子どもたちへも、幼少期より参画できる取組を展開していくことで、生活にかかわるあらゆる機会に主体者となりうる土壌になります。

また、現代社会においては多様性に富み、学校教育を終えた大人世代でも生涯を通じて学ぶことは重要であると捉え、社会変化に対応した学びを推進していきます。

(1) いつでもどこでもだれでも学べる機会の創出

すべての住民が学びたいときに学ぶことができるように、公民館や各種団体と連携を図り、学習の機会を提供します。

(2) ふるさと教育の推進

ふるさと飯南への愛着や誇りをもつことができるように、地域の教育資源を生かした学習を推進します。小・中学校のふるさと教育においては、学校と地域が連携し、学習の充実を図ります。また、公民館等の事業においても、地域住民を対象に地域の魅力を再認識する取組を推進します。

(3) 家庭教育の支援

飯南町の豊かな自然の中で子どもたちが健やかに成長していけるよう、家庭教育の意義や親の役割を学習する機会、家族で様々なプログラムを体験する機会などを提供します。

(4) 人権教育の充実

一人一人の人権が尊重されるまちづくりのために、飯南町人権・同和教育推進協議会と連携し、あらゆる世代を対象に人権について学べる機会を提供します。

【基本施策②】

《つながりづくり》

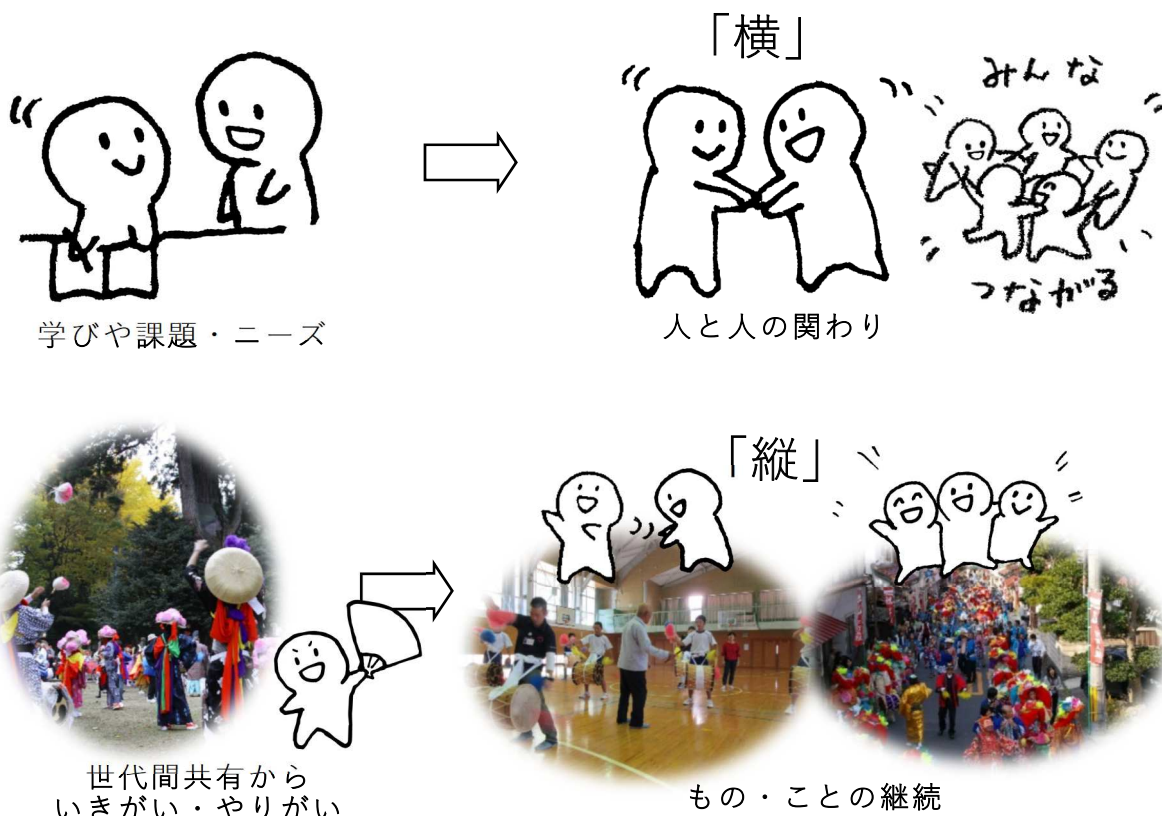
つながりには様々な意味合いがあります。人と人とのつながりは、新たな学びの創出や新たな活動の展開へとつながります。サークル内でのつながりやサークル同士のつながり、子どもと大人のつながり等、他者とのつながりをつくることが重要であり、これを推進します。また、飯南町に残る優れた伝統文化をはじめとする地域の人・もの・ことを遺していくためには、人のつながりだけでなく、活動を継承していく必要があります。人だけでなく、もの・ことをつなぐりを充実させていくために、本計画では、「横のつながり」と「縦のつながり」に分類して施策を展開していきます。これら双方の充実を図ることで、地域の課題やニーズをもとに地域へ主体的に参画していく人材育成に努めます。

(1) 横のつながりづくり(人)

「横のつながり」は人と人(関わり)のつながりです。公民館事業等で個から団体、団体内や団体間とつながりができるように事業を展開するとともに、つながりを深めることができるように活動を工夫します。また、将来的には、「縦のつながり」へ発展させるため、子どもから大人まであらゆる人とあらゆる世代がつながる場を創出し、世代間交流を推進します。

(2) 縦のつながりづくり(もの・こと)

「縦のつながり」は、活動(継承)のつながりです。事業の継続や文化の継承など、学びから得た思いや考えを、世代間で共有し合うことで自己有用感を膨らませ、いきがい・やりがいにつなげていきます。この、いきがい・やりがいが、さらなる学びを求め、つながり続けていくことで活動の継続や文化の継承へと発展していきます。こうしたつながりから、将来的な持続・継続・継承を図れるよう支援します。



【基本施策③】

《環境づくり》

学びづくり、つながりづくりを円滑に進めていくために、各種協議会等の体制整備や場所の整備を進めます。また、社会教育事業をさらに充実させるための人材育成に努めます。

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育環境づくり

人口減少、少子高齢化が進む本町において、子どもは地域の宝であり、学校・家庭・地域が連携・協働して地域ぐるみで飯南町に愛着と誇りをもち、社会に貢献していこうとする子どもを育成するための教育環境づくりを進めます。

(2) 生涯学習を総合的に推進する体制づくり

町内 5 公民館が核となり関係機関や学校・地域との連携を深め、生涯学習意欲の高揚を図り、地域性・住民ニーズを踏まえた事業に取り組みます。

社会教育委員連絡協議会、公民館協議会、スポーツ推進委員、文化協会など各種団体と連携して、生涯学習を総合的に推進する体制づくりに取り組みます。

(3) 芸術文化活動の推進体制の充実

飯南町文化協会の活動を中心に地域文化の活性化を図り、住民が芸術文化に触れる機会を創出するため、様々な分野で活躍する団体を支援します。

(4) 本に親しむ環境づくり

本に親しむ環境を整えるため、町内の教育施設、公民館、県立図書館などの専門機関と連携し、教育拠点となる図書館機能の充実に取り組みます。

(5) 施設の整備・充実

老朽化している社会教育施設・スポーツ施設の設備修繕や新たな複合型スポーツ拠点施設の整備により、住民のスポーツ活動、サークル活動の活発化を図ります。

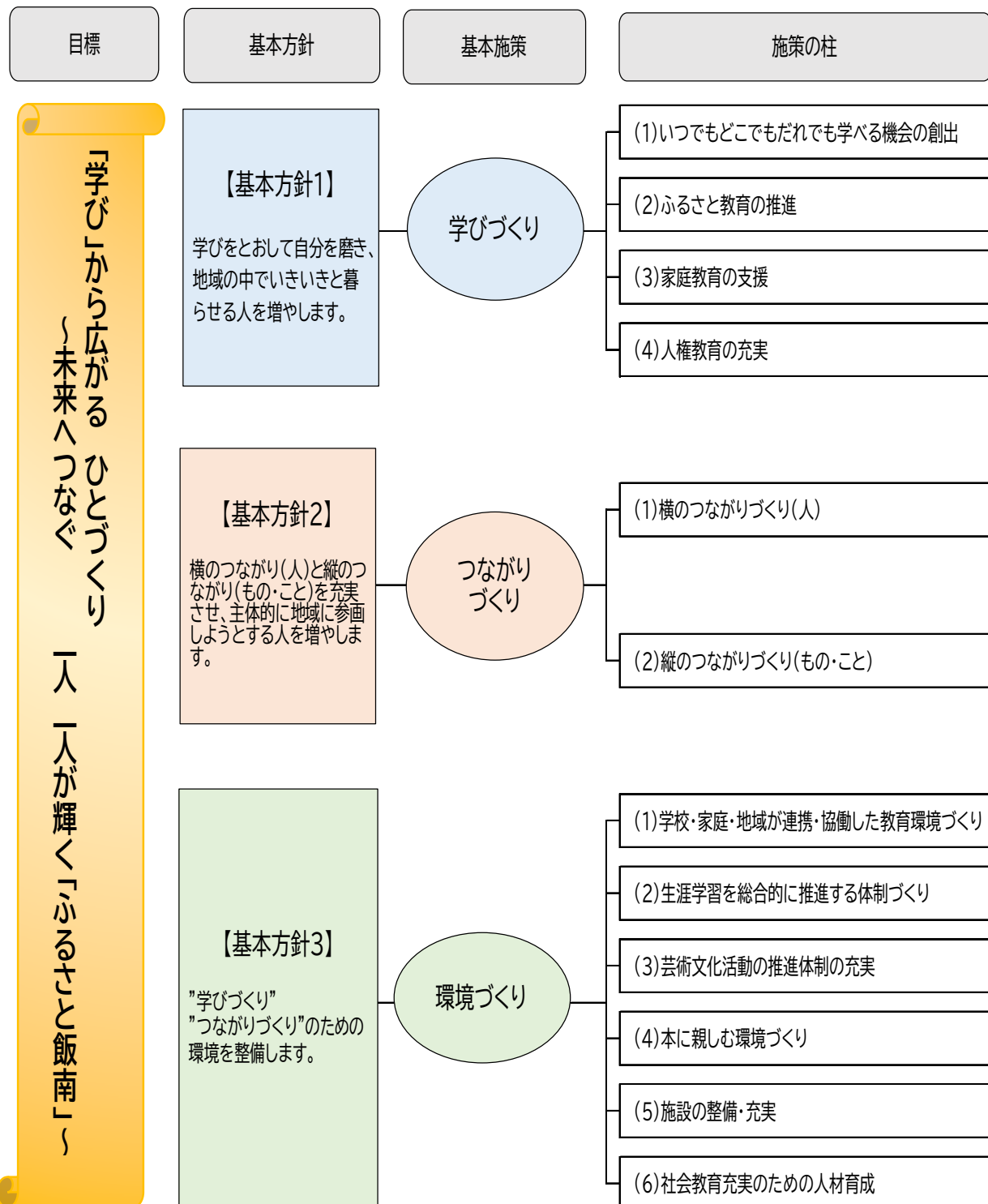
各施設について、地域・学校などの利用状況を勘案しながら計画的な修繕対応に努めます。

(6) 社会教育充実のための人材育成

社会教育士の養成や社会教育関係者への研修の充実を図り、社会教育の専門性を高めていきます。

VI. 計画体系

計画体系を以下のように示し、施策を展開していきます。



VII. 施策の具体例

重点施策1 学びづくり



「スマホ講座」
高齢者：学びづくり
若者：つながりづく

施策の柱	施策の具体例
(1)いつでもどこでもだれでも 学べる機会の創出	①ニーズの把握 ・公民館アンケート内容の共有 ②各種事業展開 ・公民館各種講座 ・文化協会事業 ・図書館事業 ・体育協会事業
(2)ふるさと教育の推進	①地域特性、歴史・文化の学習 ・小中学校でのふるさと教育 ・学校支援 ・公民館でのふるさと教育 ・ふるさと教育推進事業 (ふるさと教育研修会・ふるさとシンポジウム・ふるさとパネル) ・文化協会事業
(3)家庭教育の支援	①親学事業の強化・展開 ・親学プログラムの活用 ・飯南子育てナビ ・各事業での親子プログラム ・放課後子ども教室
(4)人権教育の充実	①身近な問題と捉えられる教育 ・飯南町人権・同和教育推進協議会総会・研修会 ・飯南町人権研修会 ②普及啓発に展開する教育 ・親子でつくる人権標語 ・人権啓発グッズの作成

重点施策2 つながりづくり



「伝統文化継承」
高齢者：つながりづくり
若者：学びづくり

施策の柱	施策の具体例
(1)横のつながりづくり(人)	①コミュニケーション(交流)の場の創出 ・各事業において機会を提供 ②自己有用感(満足度)の分析 ・各事業においてアンケート
(2)縦のつながりづくり(もの・こと)	

重点施策3 環境づくり



「公民館・集落支援員合同研修」
社会教育分野と自治振興分野
の組織連携化

施策の柱

施策の具体例

(1) 学校・家庭・地域が連携・
協働した教育環境づくり

① 将来像の世代間共有
・子ども未来会議 ・子どもの居場所づくり(放課後子ども教室)

(2) 生涯学習を総合的に
推進する体制づくり

① 行政間の連携・協働
・首長部局との調整、連絡会(役割分担)

② 教育による生涯学習への展開
・社会教育委員連絡協議会 ・公民館協議会 ・公民館長会、主事会

(3) 芸術文化活動の推進体制の
充実

① 芸術文化の魅力の発信
・文化財保護 ・成果発表会

(4) 本に親しむ環境づくり

① 本の魅力発信や親しむ機会の提供
・図書館協議会 ・図書館推進計画 ・県立図書館との連携

② 学校との連携

(5) 施設の整備・充実

① ニーズと町公共施設等管理計画との調整
・社会教育施設の管理・整備
(社会体育施設、図書館、歴史文化施設、自然環境保全地域等)

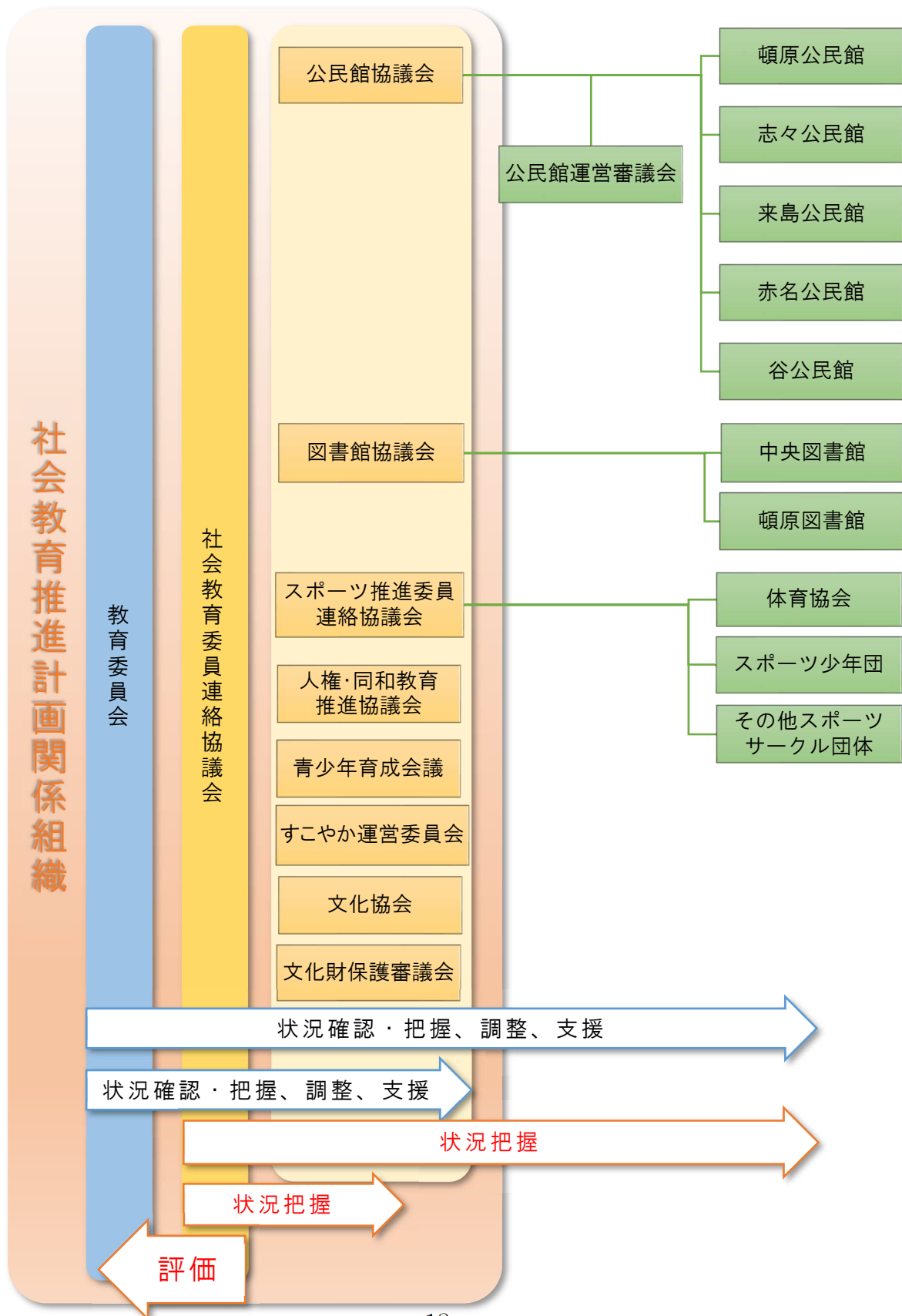
(6) 社会教育充実のための
人材育成

① 自ら学びをもとめ人格を磨く人材育成
・社会教育士の養成 ・人権教育指導者研修会 ・子ども未来人材育成事業
・各種研修会への派遣 ・青少年健全育成事業

VIII. 社会教育の推進

1. 計画の推進体制

本町の社会教育を推進するにあたり、関係諸団体の連携を図っていきます。



2. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（Plan）に基づき施策を実施（Do）し、施策の進捗状況を把握・評価（Check）を行い、施策内容や計画の見直し（Action）を図っていきます。

また、施策の進捗状況については、公民館や社会教育関係者による評価をもとに、「飯南町社会教育委員連絡協議会」へ報告し、意見を聴取します。



3. 計画の評価

本計画については、その成果の評価を見据えた実施に取り組めます。「重点施策」を評価するための評価指標（例）を下記のとおり示し、本計画の取組状況の点検・評価を行います。なお、点検・評価は、共通の評価指標のほか、重点施策ごとに個別の評価指標を設定します。

取組を評価する指標(例)

■ 共通の評価指標 ・関係機関と共催・連携した事業数 ・社会教育施設の年間利用者数 ・事業参加者の満足度 ・地域に関する事業の参加者数	
■ 重点施策1 【学びづくり】	・住民ニーズを反映した新規事業数 ・親学プログラム実施回数 ・人権に関する研修会への参加者数
■ 重点施策2 【つながりづくり】	・各事業での交流の場の創出数
■ 重点施策3 【環境づくり】	・文化協会への登録人数 ・町民一人当たりの貸出冊数(図書館) ・社会教育主事講習への受講人数

4. 計画評価表

社会教育計画評価表（令和 年度）

社会教育基本目標：「学び」から広がるひとづくり ～未来へつなぐ 一人一人が輝く 「ふるさと飯南」～

飯南町教育委員会

		評価計画				自己評価	社会教育関係者評価	次年度計画
		基本方針	施策の柱	施策の具体例	評価指標	成果の説明	コメント	今後の取組の重点
1	学びづくり	学びをとおして自分を磨き、地域の中でいきいきと暮らせる人を増やします。	いつでもどこでもだれでも学べる機会の創出	・住民ニーズの把握 ・各種事業の展開	住民ニーズを反映した新規事業数 等			
3			ふるさと教育の推進	・地域特性、歴史、文化の学習 ・小中学校、公民館でのふるさと教育 ・文化協会事業	学校と公民館が連携・協働した活動数 等			
4			家庭教育の支援	・親学事業の強化・展開	親学プログラム実施回数 等			
5			人権教育の充実	・身近と捉えられる人権教育 ・普及啓発に展開する教育	人権に関する研修会への参加者数 等			
6	つながりづくり	横のつながり（人）と縦のつながり（もの・こと）を充実させ、主体的に地域に参画しようとする人を増やします。	横のつながりづくり（人）	・コミュニケーション（交流）の場の創出 ・自己有用感（満足度）の分析	各事業での交流の場の創出数 等			
7			縦のつながりづくり（もの・こと）					
10	環境づくり	"学びづくり" "つながりづくり"のための環境を整備します。	学校・家庭・地域が連携・協働した教育環境づくり	・将来像の世代間共有	学校運営協議会を導入した学校数 等			
11			生涯学習を総合的に推進する体制づくり	・行政間の連携・協働 ・教育による生涯学習への展開	住民ニーズを反映した学びの事業数 等			
12			芸術文化活動の推進体制の充実	・芸術文化の魅力の発信	文化協会への登録人数 等			
12			本に親しむ環境づくり	・本の魅力発信や親しむ機会の提供 ・学校との連携	町民一人あたりの貸し出し冊数（図書館） 等			
13			施設の設備・充実	・ニーズと町公共施設等管理計画との調整	町公共施設等管理計画の進捗度			
14			社会教育充実のための人材育成	・自ら学びをもとめ人格を磨く人材育成	社会教育主事講習への受講人数 等			
15	共通指標				関係機関と共催・連携した事業数			
16					社会教育施設の年間利用者数			
17					事業参加者の満足度			
18					地域に関する事業の参加者数			